

休日の急患や障がい者の治療などに貢献

旭川歯科医師会が運営する、身体に障がいがある方などの歯科治療を行う施設が、道北口腔保健センターです。旭川市金星町の旭川歯科医師会館内にセンター

があり、センター長の前山歯科医師と、歯科衛生士6人が勤務し、休日救急歯科診療や心身障がい児(者)の歯科治療や摂食・嚥下リハビリテーション、小児予防歯科診療などを行っています。

休日、水曜日午後と、金曜日と土曜日の終日です。土曜日午後は、前山所長の他、歯科医師会の歯科医師2人ないし3人と、旭川医科大学歯科口腔外科の歯科医師1人が診療に参加しています。

乳幼児の虫歯予防やブラッシング指導などを行っています。成長期のお子様のお口の健康のため、様々な相談に応じています。診療日は、毎週水曜日午前と木曜日終日です。

休日救急歯科診療について

日曜日やお盆、年末年始など、一般の歯科医院が休診の日に、応急処置のみをしています。突然の歯の痛みや腫れ、歯をぶつけた

などの外傷の処置です。応急処置のみなので、その後の治療は最寄りの歯科医院に依頼します。紹介状をお渡しします。それを持って受診してください。

センターは旭川歯科医師会立なので、歯科医師会員の医院を受診した方が、情報提供がスムーズです。なお、休日救急歯科診療で受診する際には、必ず健康保険証をご持参下さい。保険料金が10割負担となります。

摂食・嚥下リハビリテーションについて

摂食・嚥下リハビリテーションは、身体に障がいなどがあって、食べることに飲み込むことが困難な方に、それをできるようにする機能訓練です。誤嚥性肺炎を引き起こさないように、食べ物の大きさや形状を整えて食べやすくすると、水分をゼリー状にして摂取すること、さらに食べ

るとき姿勢などを指導します。診療日は、毎月第2、第4土曜日の午後です。

小児予防歯科診療について

月曜・火曜は休診日。診療は水曜日から日曜日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで(土曜の午後の診療は午後2時から。休日救急歯科診療の受付は午後4時まで)。休日救急歯科診療以外は予約制です。お電話でご予約ください。

心身障がい児・障がい者歯科診療について

一般の歯科医院では治療困難な、心身障がい児(者)の診療を行っています。

小児予防歯科診療について

乳幼児の虫歯予防やブラッシング指導などを行っています。成長期のお子様のお口の健康のため、様々な相談に応じています。診療日は、毎週水曜日午前と木曜日終日です。

月曜・火曜は休診日。診療は水曜日から日曜日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで(土曜の午後の診療は午後2時から。休日救急歯科診療の受付は午後4時まで)。休日救急歯科診療以外は予約制です。お電話でご予約ください。



問い合わせ先
社団法人旭川歯科医師会
道北口腔保健センター 歯科診療所
〒070-0029
旭川市金星町1丁目1-52
☎0166-22-2290